

議案第 64 号

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年桐生市条例第1号。以下「給与条例」という。)第17条の6の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 この条例において給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、給与条例別表第1に定める給料表によるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は1級とし、号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第5条 給与条例第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「桐生市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和元年桐生市条例第 号。以下「会計年度任用職員の勤務時間条例」という。)第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第6条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(会計年度任用職員の勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)

又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(会計年度任用職員の勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を会計年度任用職員の勤務時間条例第3条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから祝日法による休日及び年末年始の休日(これらの日のうち会計年度任用職員の勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。)の日数に同条第2項本文に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数計算)

第8条 勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当等)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の支給については、常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤職員」という。)の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第10条 期末手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める職員を含む。)であって、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 1か月以上3か月未満 100分の30

(5) 1か月未満 零

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 期末手当の不支給及び一時差止めについては、常勤職員の例による。

5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。

2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の月額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を会計年度任用職員の勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

3 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の日額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の時間額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に定めるパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が会計年度任用職員の勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額に、給与条例第8条の2第2項に掲げる級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を加えた額とする。

6 前項の級地は、常勤職員の地域手当の例による。

(報酬の支給)

第12条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、フルタイム会計年度任用職員の例により報酬を支給する。

3 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

(報酬の減額)

第 13 条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第 16 条第 1 号に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額して支給する。

2 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 16 条第 2 号又は第 3 号に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務等に係る報酬)

第 14 条 パートタイム会計年度任用職員に対しては、常勤職員の例により特殊勤務手当に相当する報酬、休日勤務手当に相当する報酬、夜間勤務手当に相当する報酬及び宿日直手当に相当する報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第 15 条 パートタイム会計年度任用職員に対しては、法第 28 条の 4 第 1 項若しくは法第 28 条の 5 第 1 項又は法第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものの例により時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額の算出)

第 16 条 前 2 条に規定する報酬を支給する場合における勤務 1 時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第 11 条第 2 項に規定する報酬に 12 を乗じて得た額を、1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから祝日法による休日及び年末年始の休日(これらの日のうち、会計年度任用職員の勤務時間条例第 4 条第 1 項に規定する週休日と重なる日を除く。)の日数に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間に乗じて得たものを減じたもので除して得た額

(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第 11 条第 3 項の規定により計算して得た報酬の額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第 11 条第 4 項の規定により計算して得た報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第 17 条 第 14 条の規定により勤務 1 時間につき支給する休日勤務手当に相当する報酬及び夜間勤務手当に相当する報酬並びに第 15 条の規定により勤務 1 時間に

つき支給する時間外勤務手当に相当する報酬並びに前条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 18 条 第 10 条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 3 項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前 6 か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第 14 条及び第 15 条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第 19 条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第 9 条第 1 項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額、支給日、返納その他の通勤に係る費用弁償については、給与条例第 9 条第 2 項から第 8 項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第 20 条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、常勤職員に支給する旅費の例による。

(休職者の給与)

第 21 条 会計年度任用職員が法第 28 条又は職員の分限に関する条例(昭和 27 年桐生市条例第 7 号)第 1 条の 2 の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これにいかなる給与も支給しない。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び費用弁償)

第 22 条 第 2 条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性その他特別の事情を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において桐生市一般職の臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務条件等に関する規則(平成 19 年桐生市規則第 37 号)の適用を受けていた非常勤職員で、施行日においてこの条例の適用を受けることとなったもののうち、施行日以後にそのものが受けることとなる給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額又は第 11 条第 2 項の規定による報酬の額が施行日の前日において受けていた報酬の月額に達しないこととなるもの(1 週間当たりの勤務時間が同一であるものに限る。)には、令和 3 年 3 月 31 日までの間、施行日の前日において受けていた報酬の月額との差額に相当する額を給料又は報酬として支給する。ただし、第 10 条第 3 項の規定により期末手当の額を計算する場合における「給料の月額」及び第 18 条の規定により期末手当の額を計算する場合における「報酬(第 14 条及び第 15 条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の 1 月当たりの平均額」の算出においては、適用しない。

議 案 説 明

議案第 64 号 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、同職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。